

番号：19a00258

国名：ナミビア

担当：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ第二チーム

案件名：国際物流ハブ構築促進プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査（背後圏物流戦略）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務： 背後圏物流戦略
- (2) 格 付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年8月中旬から2019年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月24日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は  
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月9日（金）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- （計100点）

類似業務	背後圏物流に係る各種調査
対象国/類似地域	ナミビア/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ナミビア共和国は、アンゴラ共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、及びザンビア共和国と国境を接している。ウォルビスベイ港は、南部アフリカ地域の玄関口として内陸国へと通じる国際回廊を有しており、世界各地域と南部アフリカ地域を背後圏とする物流ルートとして高いポテンシャルを持っている。

2011年にJICAが実施した調査（経済開発支援調査に係る基礎情報収集・確認調査）による物流立国構想に係る提案が、ナミビア政府によって第4次国家開発計画（2012年制定、2012/2013～2016/2017）の優先開発分野として取り入れられた。

JICAが2013年2月～2014年3月に開発調査型技術協力「国際物流ハブ構築マスタープラン・プロジェクト」を実施した結果、「2025年までにナミビアを国全体として南部アフリカ開発共同体(SADC)地域における国際物流ハブにする」という国家ビジョンが策定された。また同マスタープランで優先インフラ案件を提示するとともに、開発シナリオや実現のための7つの戦略が提案された。また、このマスタープランの実施にあたっては、調整機関としてWBCG(Walvis Bay Corridor Group)が設立され、その下に4つのWG(①戦略マーケティング、②能力強化、③国境管理、④ハブセンター整備)が設置された。

WBCGの総合的な実施運営監視能力を強化するため、技術協力「国際物流ハブ構築促進プロジェクト」(2016年3月～2019年2月)が実施された。そして、同プロジェクトを実施した結果、成果指標はほぼ達成されており、プロジェクト目標である「実施機関及びワーキンググループの政策決定や活動計画によって国際物流マスタープランが実施される」は達成された。しかしながら、上位目標である「2025年までにナミビアを国全体として南部アフリカ開発協同体(SADC)地域における国際物流ハブにする」という国家ビジョンの実現については、現時点で未だ達成できていない状況である。

したがって、「国家としての国際物流ハブ構築」実現については未だ道半ばであり、これまでのWBCGの取り組みへの支援は継続するものの、限られた投入リソースを有効活用するために、第2フェーズではリソースの投入を特定の重要分野に集中することとする。特に、南部アフリカ地域の貿易の玄関口であるウォルビスベイ港では、コンセッションによる新コンテナターミナルの運用が2019年後半に始まる予定である一方、これまでコンテナを取り扱ってきた既存の多目的ターミナルは非効率な直営体制のままであり、その円滑な機能転換を含めて、港湾全体の運営効率化に対する支援のニーズは高く、港湾運営の分野に本プロジェクトのリソース投入を集中するものである。

本詳細計画策定調査は、技術協力プロジェクトの実施に向けて、要請背景、WBCGの活動の現状、先行プロジェクトの成果及びその後の状況、ウォルビスベイ港の港湾管理者であるNamportの運営能力、体制、課題等を確認し、収集した情報を分析・整理した上で、ナミビア側とプロジェクトの協力の枠組み(上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等)について確認・協議し、プロジェクト実施に関する合意文書(M/M: Minutes of Meeting)の締結を行うと共に、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野にかかる協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2019年8月中旬～8月下旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。必要に応じ、担当分野に関してナミビア側関係機関(C/P機関等)に対する質問票(英文)を作成する。質問票は直接もしくはJICAナミビア事務所を通じて事前配布を行う。
- ② プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案(和文・英文)、PO(Plan of Operations)案(和文・英文)の担当分野関連部門を検討する。

③対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間 (2019年8月下旬～9月中旬)

- ①JICA ナミビア支所等との打合せに参加する。
- ②ナミビア側関係機関や各ドナー等との協議及び現地調査に参加する。
- ③あらかじめ配布した質問票を回収・分析し、その結果を団内で共有する。
- ④ウォルビスベイ港の利用者（船社、フォワーダー）にヒアリングを行い、同港での物流に関する問題点等について把握する。
- ⑤ナミビア国全体及びウォルビスベイ港での物流の現状把握及び課題の分析を行う。
- ⑥ナミビア側が検討しているウォルビスベイ港における港湾物流センターの現時点での構想、及び実現に向けての進捗状況を把握する。
- ⑦上記で把握した港湾物流センター構想に関して、内陸国を含む背後圏からの貨物を誘致するに当たっての問題点や解決すべき点についての分析を行う。
- ⑧ナミビア側実施機関（Namport）の担当分野に係る実施体制を確認する。
- ⑨担当分野に係る PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）を作成する。
- ⑩関係者との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び M/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑪評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ⑫担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICA ナミビア支所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2019年9月下旬～10月上旬)

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）作成に協力する。
- ②PDM 案、PO 案、R/D(Record of Discussion)案の作成に協力する。
- ③帰国報告会、国内打合せ等に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

本契約における報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）  
電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空賃については、成田/羽田ー香港ーヨハネスブルグーウィントフック間のみを計上して下さい。ナミビア国内のウィントフックーウォルビスベイ間の（車両）移動については、ナミビア支所が手配します。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

現地派遣期間は2019年8月31日～9月20日を予定しています。JICAの調査団員（総括）の現地調査期間は、2019年8月31日～9月8日を予定しています。

- ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 港湾構内交通 (JICA)
- ウ) 荷役業務/荷役機材維持管理 (コンサルタント/別途公示)
- エ) 背後圏物流戦略 (コンサルタント/本公示)
- オ) 評価分析 (コンサルタント/別途公示)

③便宜供与内容

JICAナミビア支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舎手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等と同乗になる予定)
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
あり
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

①貸与資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第二チーム (TEL:03-5226-8126) にて貸与する。

- ・「国際物流ハブ構築促進プロジェクトフェーズ2」要請書  
※要請書はマスタープランに対する包括的な協力を要請するものであり、本詳細計画策定調査で形成しようとしている方向とは異なっている部分がある。

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト等で公開されています。

- ・ナミビア共和国 国際物流ハブ構築促進プロジェクト業務終了報告書 (2019/2)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039562.html>
- ・ナミビア共和国 国際物流ハブ構築マスタープランファイナル・レポート要約 (2015/3)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020179.html>

③本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」  
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①複数従事者の提案禁止

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAナミビア所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供に係る対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上